一般販売業

　毒物劇物　農業用品目販売業　登録申請書

特定品目販売業

|  |  |
| --- | --- |
| 店舗の所在地及び  名　　　　　　称 |  |
| 備　　　　　　考 | （〒）  （電話） |

　　　　　　　　　　　　 一般販売業

上記により、毒物劇物の 農業用品目販売業 の登録を申請します。

　 特定品目販売業

　　　　　　　　年　　　月　　　日

住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

長野県知事

長野市長　　 　殿

毒物劇物（一般、農業用品目、特定品目）販売業登録申請

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　項 | 毒物劇物販売業の登録申請をするとき |
| 根拠法令 | 法第４条、第５条、  施行令第33条、第37条  施行規則第２条、第４条の２、第４条の３、第４条の４ |
| 提出部数 | 長野市内　　１部提出  長野市以外　２部提出（正１部　薬事管理課、副１部　保健所） |
| 添付書類 | １　店舗の平面図（毒物劇物貯蔵施設の設置場所を記入）  ２　申請者が法人であるときは定款若しくは寄付行為、又は登記簿の謄本  ３　毒物劇物貯蔵施設の図面（たて、横、高さを記入）  注） 毒物劇物を直接に取り扱わない販売業にあっては貯蔵施設の図面を要しない｡  ４　毒物劇物を直接取り扱わない販売業にあっては毒物劇物、譲受書等の流れが分かるフローチャート |
| 手数料 | 長野市内：15,400円  長野市以外：長野県収入証紙 15,400円 |
| その他 | 副申（様式第18号）  注）毒物劇物取扱責任者設置届を同時に提出する。  毒物劇物を直接に取り扱わない場合、その旨を備考欄に記載すること（毒物劇物取扱責任者設置届は不要）  特定品目→一般　などは、業種が異なることから、廃止、新規の手続きが必要  輸入業又は販売業において、現品取扱のない事業所が同一ビル内で移転(フロア内移動または階移動)する場合については、変更届で手続きすることができる。 |

毒物劇物の商品と毒物劇物譲受書（法第14条）の経路（例）

|  |
| --- |
| 毒物劇物営業者　（メーカー） |

**②発注**

|  |
| --- |
| **③商品** |

**①注文及び譲受書**

|  |
| --- |
| 譲受人　（ユーザー） |

毒物劇物を販売するに当たり、上記のとおり業務を行います。

住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）